

住居確保給付金のしおり

～ 転 居 費 用 補 助 ～

住居を「喪失した」又は「喪失するおそれがある」方へ

長 崎 市

令和7年7月

目 次

(はじめに) 住居確保給付金制度における2つの支援について・・・	P1
1 転居費用補助を受けるには、要件があります・・・・・・・・・・	P2
2 対象経費と支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
3 支給方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
4 申請時に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
5 相談から決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
6 転居費用を返還していただく場合があります・・・・・・・・・・	P7
7 再支給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
8 住宅の初期費用や生活費にお困りの方は・・・・・・・・・・	P7
・長崎市生活支援相談センター（長崎市社会福祉協議会）の地図・・・・・	P8
・長崎公共職業安定所の地図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8

(はじめに) 住居確保給付金制度における2つの支援について

住居確保給付金は、次の2つの支援（給付）を行う制度です。

1 家賃補助

離職や自営業の廃止、会社の都合による減収などで経済的に困窮し、住居を「喪失した」又は住居を「喪失するおそれがある」方に対して、一定の家賃の補助をすることで、住居を確保し就労の支援を行う制度です。

2 転居費用補助（新：令和7年4月～）

家族の死亡、本人や家族の方の離職、休業等で世帯の収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を「喪失した」又は住居「喪失するおそれがある」方に対して、一定の転居費用の補助をすることで、新たな住居で家計の改善に向けた支援を行う制度です。

このしおりでは、「転居費用補助」に関して説明いたします。

「家賃補助」については、【住居確保給付金のしおり ～家賃補助～】のしおりをご覧ください。

1 転居費用補助を受けるには、要件があります

転居費用補助の対象となる方は、次の全てに該当する方です。

ア 基本要件	同一世帯の方の死亡、離職や休業等で世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を「喪失した」又は住居を「喪失するおそれがある」方。
イ 収入減少期間要件	申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
ウ 生計維持要件	申請月において、主たる生計維持者であること。
エ 収入要件	申請月における世帯収入額が、基準額（※）に家賃額（住宅扶助基準額を上限）を合算した額（収入基準額）以下であること。 借家ではなく、持家等に居住している方や住居を持たない方は、居住の維持又は確保に要する費用の額。ただし、住宅扶助基準額（※）を上限。 ※基準額及び住宅扶助基準額については、「P3「世帯人数ごとの基準額と住宅扶助基準額（長崎市）」を参照
オ 資産要件	申請日における世帯の金融資産合計額が基準額×6（ただし、100万円以下）以下であること（※P3「世帯人数ごとの資産基準額（長崎市）」を参照）
カ 家計改善要件	家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 イ）転居により家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ロ）転居により家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
キ 他給付との調整	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者や同一世帯の者が受けていないこと
ク その他	申請者や同一世帯の者が暴力団員でないこと。

※ 上記以外にも詳細な要件がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 世帯人数ごとの基準額と住宅扶助基準額（長崎市）

世帯人数	基準額（月額）	住宅扶助基準額（月額）
1人	81,000円	36,000円
2人	123,000円	43,000円
3人	157,000円	47,000円
4人	194,000円	47,000円
5人	232,000円	47,000円
6人	269,000円	50,000円
7人	306,000円	56,000円
8人	339,000円	56,000円
9人	372,000円	56,000円

市町村ごとに基準額や住宅扶助基準額は異なりますので、ご了承ください。

※ 世帯人数ごとの資産基準額（長崎市）

世帯人数	預貯金の限度額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

市町村ごとに資産基準額は異なりますので、ご了承ください。

2 対象経費と支給額

(1) 対象経費

対象経費は、以下のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金(※) ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費 ※ 敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としています。

(2) 支給額

転居費用のうち、(1)の支給対象となる経費を支給します。

(3) 支給額の上限

長崎市内における支給額の上限は次のとおりです。他市町村への転居は、市町村ごとに金額が異なりますので、ご了承ください。

(長崎市)

世帯人数	支給上限額(長崎市)
1人	141,000円
2人	150,000円
3人	162,000円
4人	174,000円
5人	183,000円
6人	183,000円
7人以上	195,000円

3 支 給 方 法

原則として、不動産仲介業者や貸主等の口座へ振り込みます（代理受領）。

ただし、次のア、イの方法により転居先の住宅にかかる初期費用を支払うこととなっている場合で、長崎市が必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給いたします。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 納付書により納付する方法

4 申 請 時 に 必 要 な も の

申請書のほか以下の添付書類等を提出していただきます。

ア	本人確認書類の写し (右のうちのいずれか)	・運転免許証 ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・一般旅券 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・各種健康保険証 ・住民票・住民票記載事項証明書 ・戸籍謄本・戸籍全部事項証明書 ・在留カード 等
イ	収入関係書類	世帯収入額が、申請月から2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
ウ	離職等関係書類	世帯収入額が著しく減少する直前に、同一世帯の方の死亡、又は離職や休業等をしたことが確認できる書類の写し
エ	金融資産関係書類	申請日の世帯の金融資産が確認できる書類の写し (通帳等)
オ	要転居証明書	住居確保給付金要転居証明書（長崎市生活支援相談センターが交付したもの）

※ 詳しくは住居確保給付金申請書類チェック表をご覧ください。

5 相 談 か ら 決 定 ま で

(1) 相談

長崎市生活支援相談センターに相談します。長崎市生活支援相談センターが、転居の必要性やその費用捻出が困難であると判断した場合には、「要転居証明書」を交付します。なお、その場合には家計に関する相談支援（家計改善支援事業）を受けていただきます。

(2) 申請

関係書類を添えて「住居確保給付金支給申請書」を長崎市生活支援相談センターに提出します。受付時に上記申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

(3) 転居先住宅の確保と不動産仲介業者等との調整

転居先住居を探し（申請前に探していても差し支えありません）、不動産仲介業者等へ住居確保給付金（転居費用補助）の申請を行っていること等を説明し「入居予定住宅に関する状況通知書」へ必要事項の記載をしてもらい、初期費用の他、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が確認できる書類を添付のうえ、長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

(4) 審査及び決定

長崎市による審査の結果、支給決定となった場合は、長崎市生活支援相談センターを通じて「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」を交付します。

また、支給が認められないと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。

支給、不支給のいずれの場合でも決定後に「入居予定住宅に関する状況通知書」を記載してもらった不動産仲介業者等へ連絡していただきます。

(5) 不動産賃貸借契約

「入居予定住宅に関する状況通知書」を記載してもらった不動産仲介業者等へ「住居確保給付金支給決定通知書」を提示し、入居予定住宅に関する賃貸借契約を締結していただきます。

(6) 住宅確保後

住宅入居後7日以内に、住居確保報告書に賃貸借契約書の写しと新住所の住

民票の写しを添付して長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。
※ 長崎市の場合、住所変更の届出は中央地域センター又は各地域センターの受付窓口で行うことができます。

6 転居費用補助を返還していただく場合があります

転居費用補助の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが判明した場合や、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合には、転居費用補助の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した転居費用補助を返還していただくことになります。

7 再支給について

転居費用補助は、原則1世帯1回の支給です。ただし、受給後に家族の死亡、離職や休業等で世帯収入が著しく減少し、かつ前回の受給が終了した月の翌月から一年が経過している場合は、支給要件を満たせば再支給が可能です。

8 住宅の初期費用や生活費にお困りの方は

賃貸住宅の契約を行う際には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となりますが、本制度だけでは費用が賄えない方や住居確保給付金の受給中において生活費が必要な方につきましては、以下のような制度を利用できる場合があります。

- 敷金等の捻出が困難な方や生活費が必要な方
 - ☞ 「生活福祉資金（総合支援資金）」（生活支援費又は住宅入居費）
- 離職者のうち住宅を喪失している方で生活費が必要な方
 - ☞ 「臨時特例つなぎ資金貸付」

詳しくは、社会福祉協議会へご相談ください（Tel095-828-1281）。

○ お問い合わせ先

〒850-0056

長崎市恵美須町4番5号(NBC 3rdビルディング 3階)

長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)

TEL 095-828-0028

フリーダイヤル 0120-223-384

